

常総市立水海道西中学校 いじめ防止基本方針



令和 8 年 4 月 1 日

常総市立水海道西中学校 いじめ防止基本方針

(令和 7 年 3 月 3 1 日改訂)

1 いじめ防止のための基本的な考え方

(1) 水海道西中学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止・早期発見やいじめへの対処を組織的に実践し、学校、地域住民、家庭、その他関係者と協力して対応していくためにこの方針を策定し、計画的に取り組むものとする。

(2) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」第2条）

【いじめ定義のポイント】

- ア 当該児童等と**一定の人的関係**にあること
- イ **心理的**又は**物理的な影響**を与える行為
- ウ **心身の苦痛**を感じているもの

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

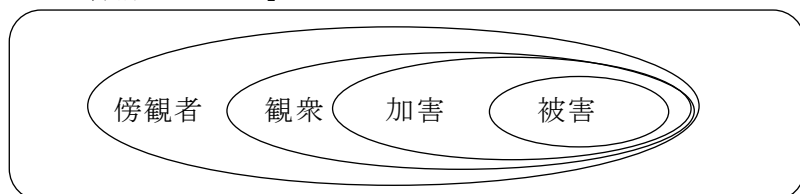
(3) いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織によって行う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(4) いじめの四層構造

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性）がある。「**観衆**」（はやし立てたり面白がったりする存在）、「**傍観者**」（周辺で暗黙の了解を与えている存在）にも注意を払うことで、**集団全体にいじめに向かわない雰囲気**を形成することが必要である。

【いじめの四層構造モデル】



(5) いじめ防止に関する基本理念

- ア **いじめは全ての生徒に関係する問題**であり、生徒が安心して学習、その他活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの防止に努める。
- イ 全ての生徒がいじめを行わず、また、他のいじめを認識しながら放置することがないようにする。そのために、日常的に学級や集団の中でいじめ問題に触れ、**全ての生徒に対して継続的に働きかける**。
- ウ **いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識**し、定期的な調査を行う。また、些細な兆候も見逃すことがないように、必要に応じて家庭や関係機関

と連携していじめの防止に努める。

(6)いじめ防止に向けた方針

【いじめに対する基本認識と全関係者による対応】

いじめは決して許されないことであるとともに、「どの生徒にも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分に認識し、教職員だけでなく、全ての関係者が連携し、未然防止・解消に努める。

【早期発見・早期対応】

- ア 日頃から生徒が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、月1回（長期休業明け等含む）の生活アンケート調査を実施するとともに、教育相談等を通して、生徒の悩みや保護者の不安を積極的に把握する。
- イ いじめを把握したら、全ての関係者が話し合い、**学校いじめ対策組織**（校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・担任・学年生徒指導担当・養護教諭・特別支援コーディネーター等）を設置し、指導の方針を共通理解したうえで役割を分担・確認し、迅速な対応を進める。
- ウ いじめられている生徒には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアを行う。また、登下校時、休み時間、清掃活動時間などの安全確保に努める。保護者との連携を密にし、対応策について十分に説明し、了承を得る。

【いじめを許さない学校づくり】

「いじめは絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通して生徒一人一人に徹底する。また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、小中学校が連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を充実する。

【いじめの未然防止】

学級活動や生徒会活動によるいじめ防止等の活動に、すべての生徒が主体的かつ積極的に参加できるようにする。これらの活動を通して、お互いの考えを知り、協力して活動に取り組める仲間づくりを推進し、いじめを生まない土壌づくりに全職員で取り組む。

ア いじめに向かわない態度・能力の育成

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる心豊かな情操を培う。また、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うと共に、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

イ 自己有用感や自己肯定感を育む

すべての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱き、生徒自身が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることのできる機会を提供する。

ウ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

エ いじめが生まれる背景と指導上の注意

授業についていけないなど過度のストレスとならないよう、わかりやすい授業づくりを進める。一人一人が活躍できる集団づくりをし、ストレスに対応できる力を育む。発達障害、LGBT等、学校として特に配慮が必要な生徒については、適切な支援を行っていく。

【学校、家庭、地域社会との連携】

生徒一人一人を守り育てるために、学校や家庭、生徒の健全育成に関わる団体・機関等と連携し、必要に応じて情報交換や行動連携に務める。

2 いじめ防止対策の基本事項

(1) 基本施策

ア いじめの未然防止を図る取組

生徒指導体制への位置づけ

「学校いじめ防止基本方針」による対応

(ア) 「学校いじめ防止基本方針」を全教職員、保護者、地域に周知する。

いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、生徒に安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を行う。

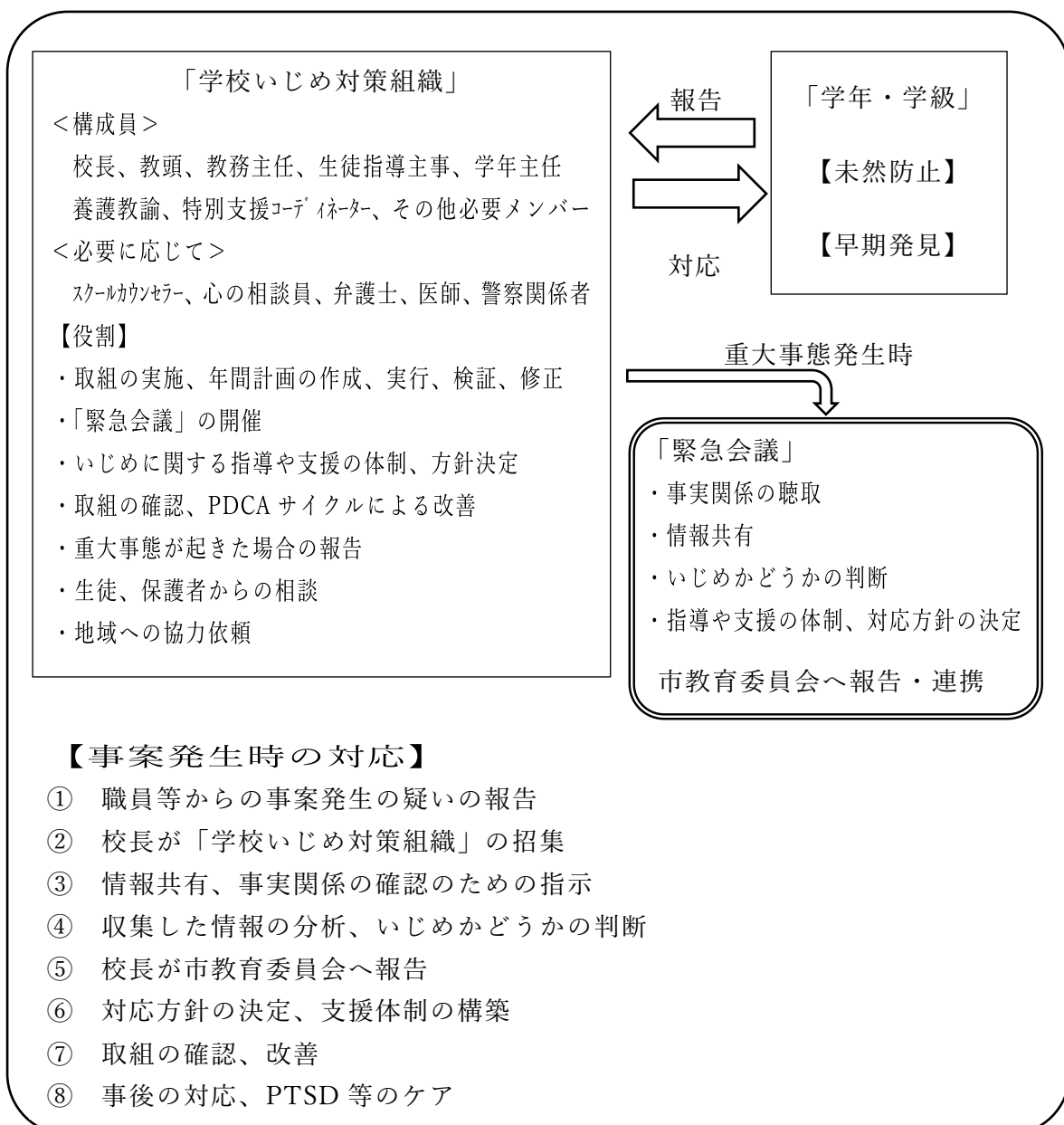
(イ) いじめの通報やいじめの疑いがある場合、教職員が一人でいじめを抱え込まず組織として一貫した対応を行う。

(ウ) 被害者を守るとともに、加害者への成長支援の観点から、加害者への支援を行う。

(エ) 「学校いじめ防止基本方針」を年度末に見直し、より実効性の高いものにする。

(2) 「学校いじめ対策組織」の設置

校長を中心に、全職員が一致協力体制を確立することが重要である。いじめ防止等に関する対応を効果的に行うために「学校いじめ対策組織」を設置し、組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる。また、指導記録を保存し、引き継ぎや情報提供ができる体制をとる。



ア 教育相談体制の充実

(ア) チーム援助

心配な生徒について、生徒指導部会の情報をもとに援助チームを編成し、関わりやすい体制と本人が悩みを打ち明けやすい雰囲気をつくす。さらに、緊急性のある事案については、即応できる体制で臨む。

(イ) 相互コンサルテーションの実践

学級担任や部活動顧問、スクールカウンセラーなど、生徒に関わる立場が情報交換できる体制を整備する。また、コミュニケーション能力の向上や人間関係の構築ができるように学級活動等でソーシャルスキルトレーニングなどを通して支援する。

(3) 人権・道徳教育の推進

ア 集団の意識を高める教育の推進

- ・学級目標と組織づくり、望ましい人間関係を育てる学級活動
- ・学級の意欲を高める行事の工夫
- ・生徒会活動・学校行事の充実
- ・いじめ撲滅フォーラムの実施

イ 道徳教育の充実

- ・道徳資料コーナーの充実
- ・自己を深く見つめ、語り合うための資料の精選及び活用

ウ 自ら学ぶ意欲を育てる学習

- ・コミュニケーション活動を大切にされた各教科の授業の展開

(4) 教職員の資質能力向上

ア 校内研修の充実

「学校いじめ対策組織」が中心となって、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。(年間5回実施)

イ 校務の効率化

一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的態勢を整える。

ウ 学校評価と教員評価

いじめの有無のみを評価するのではなく、いじめの実態や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、学校評価を行う。さらに、評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

- ・いじめがおきにくい、いじめに向かわない環境づくりに関する取組
- ・早期発見、事案対処のマニュアルの実行
- ・定期的、必要に応じたアンケート
- ・個人面談、保護者面談の実施
- ・校内研修の実施
- ・生徒対応に関する振り返り(年間3回実施 ※資料1)

(5) 保護者・地域との連携

ア 保護者との連携

- ・日常から連絡を密にし、学校や家庭での様子について情報交換する。
- ・普段から子どもの良さや取り組みの姿勢を家庭に伝えておき、情報交換が円滑にされるよう配慮する。
- ・電話、手紙等で済ませず、内容に応じては直接会って話し合うようにする。
- ・家庭での生徒の様子調査(見守りシート)を年3回(5月・10月・1月)実施し、様々な角度から生徒理解に努める。(※資料2)

- ・校外の巡視活動を通じた生徒の見守りをする。
- イ 地域との関わり
- ・保護司・更生保護女性会とのあいさつ運動の実施
 - ・常総警察署との連携（非行防止教室）

3 いじめの早期発見のための取組

- ・定期的なアンケート調査（毎月1回）の実施
（※資料3 内容は同様のもの、アンケート作成ツールを使用して回答）
- ・教育相談（生徒とは随時、11月に三者面談実施）の実施
- ・保健室やスクールカウンセラーの利用
- ・校内オンライン相談窓口の設置（各学年用のコミュニケーションツールに専用窓口があります。）

4 インターネットを通じて行われるいじめ防止

- ・情報モラル講演会（4月）の実施
- ・月1回いじめを取り上げた道徳・学級活動の実施
- ・保護者への家庭でのルール作り・ペアレンタル・コントロールの協力依頼（※資料4）

5 PDCA サイクルにおける取組評価



（1）評価項目について

- ア 学級での生活や部活動などで他の人から認められていると感じるか。
 - イ 自分の行動に対して、応援したり励ましたりしてくれる人がいるか。
 - ウ 失敗をしたり間違ったりしたとき、きちんと教えてくれたり、協力してくれたりする人がいるか。
 - エ いろいろな活動に前向きに取り組もうとしているか。
 - オ 気の合う仲間がいるか。
 - カ 他人への悪口、からかい、ネット上での困った書き込みなど行為をされていないか。
 - キ 無視をしたり、仲間はずれをしたりするなどの人を避ける行為をされていないか。
 - ク 物がなくなったり、隠されたり、または壊されたりされていないか。
 - ケ 命令したり、命令されたりなど、やりたくないことをやらせる行為をされていないか。
 - コ 叩く、蹴る、強く押す、首を絞めるなどの暴力的な行為をしているか。
- 上記10項目について、生活アンケートやASSESS等の定期的な調査を実施して確認を行う。

（2）結果について

各結果については、個別面談の際に保護者に内容、詳細を伝達し、生徒支援の強化を図る。また、生徒指導部会、いじめ対策委員会において改善策や次年度の対策を検討する。

6 いじめ防止のための年間計画

月	実施内容・研修内容	いじめ対策
4月	保護者への理解と協力依頼 生活アンケート① 生徒指導に関する職員研修①②（いじめ対応について、水海道西中学校いじめ防止基本方針について） 情報モラル教室（全学年対象）	 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> いじめ対策委員会 生徒指導部会 </div> 
5月	いじめ撲滅フォーラム① 教育相談① 生徒総会 生活アンケート② 見守りシート①（保護者） いじめに関する学級活動の実施 生徒対応に関する振り返り（教職員）①	
6月	生活アンケート③ ASSESS（学校適応感尺度調査）①	
7月	三者面談 生活アンケート④ 生活アンケート⑤	
8月	生徒指導に関する職員研修③（事例研修）	
9月	生活アンケート⑥	
10月	生活アンケート⑦ ASSESS（学校適応感尺度調査）② 見守りシート②（保護者） 教育相談② いじめを題材にした道徳の授業 生徒対応に関する振り返り（教職員）②	
11月	いじめ撲滅月間 生活アンケート⑧ いじめ撲滅フォーラム②	
12月	生活アンケート⑨ 生徒指導に関する職員研修④（事例研修）	
1月	生活アンケート⑩ 見守りシート③（保護者）	
2月	生活アンケート⑪ ASSESS（学校適応感尺度調査）③（1、2年生のみ） 教育相談③ 生徒対応に関する振り返り（教職員）③	
3月	生活アンケート⑫ 生活アンケート⑬ 生徒指導に関する職員研修⑤（今年度課題の確認と次年度の計画作成）	

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

「いじめの重大事態」

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき

イ いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

上記アにあたる状況は

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾病を発症した場合

が具体例として考えられ、その状況が発生した場合には、以下のように対応を進める。

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した時は、直ちに市教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

市教育委員会が主体となって調査を行う。

学校で「学校いじめ対策組織」に第三者を加えた「調査委員会」を設ける。

市長が必要であると判断したときは、再調査を行う。

8 いじめ発生時の学校の取組

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。

被害生徒を守り通すとともに、加害生徒を指導する。

- (1) ささいな兆候や訴えにも、真摯に傾聴する。早い段階からの的確に関わりをもつ。
- (2) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。いじめを知らせてきた生徒の安全も確保する。
- (3) 「学校いじめ対策組織」に報告し、教職員が一人で抱え込むことがないように情報を共有する。情報共有は、『いつ、どこで、誰が、何を、どうしたか』を明確にしておく。
- (4) 組織が中心となり関係生徒から事情を聴き取るなど、いじめの事実の有無を確認する。
- (5) 校長が、事実関係の有無を市教育委員会に報告する。関係教員が、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- (6) 組織がいじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制・対応方針を決定し、組織的な対応を行う。

※必要な教育上の指導をしているにもかかわらず、加害が繰り返される場合、周囲に大きな影響を与える場合は、被害生徒・その他の生徒が安心して教育を受けるために、

- ・常総警察署と相談して対応する。
- ・市教育委員会が、当該生徒の出席停止を命ずる。
- ・被害生徒又はその保護者が希望する場合は、教育委員会が転校等の弾力的な対応を検討する。

9 いじめ発生時の学校の対応

(1) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・被害生徒の自尊感情を傷つけないように、個人情報取り扱い、プライバシーに十分留意して事実関係の聴取を行う。
- ・保護者に事実関係を伝える。合わせて被害生徒とその保護者に対して、徹底して守り通すこと、秘密は守ることを伝える。
- ・被害生徒の安全を確保し、信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の人）と連携して寄り添い支える体制をつくる。
- ・被害生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の後遺症のケアを行う。

(2) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・加害生徒からも、事実関係の聴取を行う。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得る等して、組織的にいじめをやめさせ、再発

防止に努める。

- ・保護者に連絡し、協力を求める。保護者に対して助言を行う。
- ・加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な成長の支援を行う。
- ・懲戒を与える際は、加害生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・「誰かに知らせる勇気」をもつよう伝える。
- ・はやし立て、面白がって見ている「観衆」、見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなど、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう」という態度を行き渡らせる。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・必要に応じ法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ・重大な被害が生じるおそれがあるときは、常総警察署に通報するように保護者に助言する。
- ・未然防止として、情報モラルを身に付けさせるための教育を充実させる。

10 いじめが「解消している」状態について

いじめが解消しているとは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。また、「解消している」状態に至っても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察していく必要がある。

- ・いじめに係る行為が止んでいること
心理的又は物理的な影響を与える行為（SNSを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3カ月以上継続している。
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒及びその保護者に対し、面談等により確認する。

『いじめ』対策点検シート

職		氏名	
---	--	----	--

この「対策点検シート」は、いじめに対して敏感でかつ真剣に受け止めるために定期的に確認し、自己啓発を図るためのものです。

次の 10 項目について 3 段階評価で点検し、1～3 の当てはまるものを○で囲みましょう。

(※評価の観点… 3:心配ない、2:やや心配、1:今すぐ改善)

『いじめ』対策点検項目

	点検項目	5月	10月	2月
1	最近、忙しさや「まさか自分の学級(部活動)で…」という先入観から、生徒一人一人への目配りを怠っていませんか？	3 2 1	3 2 1	3 2 1
2	信頼関係が良好であるという教師の独りよがりから、自分の指導に対する生徒の反応にズレを感じたことはありませんか？	3 2 1	3 2 1	3 2 1
3	休み時間の生徒の様子を見ていて、同じ行動でも生徒によって気になったり、逆に気にもせず見過ごしたりしていませんか？	3 2 1	3 2 1	3 2 1
4	ある時点で気になっていた生徒がいたにもかかわらず現在、意識が薄れてしまっていることはないですか？	3 2 1	3 2 1	3 2 1
5	生徒の気になる様子があるにもかかわらず、相談できずにいたり、ある職員から相談されているにもかかわらず、あやふやにしたりしていることはないですか？	3 2 1	3 2 1	3 2 1
6	「いじめ」という言葉の重さに振り回され、軽微な生徒の言動は「いじめ」にはあてはまらないという認識で見過ごしていませんか？	3 2 1	3 2 1	3 2 1
7	目立つ生徒の対応に追われ、最近、おとなしい生徒への気配りや声かけが疎かになっていませんか？	3 2 1	3 2 1	3 2 1
8	生徒の性格を把握しているつもりから、ついつい「この生徒は明るいから大丈夫！」と決めつけて、からかってしまっていることがないですか？	3 2 1	3 2 1	3 2 1
9	休み時間に活発な生徒同士がふざけ合っている場面を目にしても、お互いの合意のもとでのじゃれ合いと軽く流していませんか？	3 2 1	3 2 1	3 2 1
10	些細なことでも相談ができる雰囲気があり、職員間で連絡を取り合っていますか？	3 2 1	3 2 1	3 2 1

※ 評価が低い項目については、先生自身が意識して生活するようにしましょう。

生活アンケート

令和 年 月 日実施

このアンケートは、あなたが学校生活をよりよく過ごすためにするものです。

○月中のことについて、まわりの人と相談しないで教えてください。

年 組 番 氏名

いじめの定義の確認

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条）

※いじめとは、暴力だけでなく、無視されたりや悪口を言われる等の精神的な苦痛を受けた状態を含みません。

質問1 いじめに関すること

(1) ○月中に、あなたはいじめを受けたことがありますか。(ある・ない)に○をつけてください。

※すでに担任の先生や、学年の先生に相談し、解決済のものも含まれます。

① 冷やかしかからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。	ある	ない
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	ある	ない
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	ある	ない
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	ある	ない
⑤ 金品をたかられる。	ある	ない
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	ある	ない
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	ある	ない
⑧ パソコンやスマホ・携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。	ある	ない
⑨ その他()	ある	ない

(2) (1)で「ある」と答えた人のみ教えてください。そのいじめは今も続いていますか。

- ① 続いている ② 今はないが心配である ③ 続いていない(解決した)

(3) ○月中に、誰かが「いじめられている」のを見た、もしくは「いじめられているのではないか」と感じたことがありますか。(番号に○をつけてください)

- ① ある 【それは誰ですか(名前:)】
【具体的な内容()】
- ② ない

質問2 教育相談のこと

(1) 今、あなたは悩んだり、困ったりしていることがありますか。

- 1 はい 2 いいえ

(2) (1)で「はい」と答えた人のみ記入してください。

どんなことで悩んでいますか。その悩みをどうしていきたいですか。具体的に記入してください。また、誰かに相談できている場合は、相談している相手を記入してください。(記入例: 母、友達、担任の先生など。できていない場合は空欄もしくは【なし】と記入してください。)

誰に相談しているか	
悩んでいる具体的な内容	
どうしていきたいか	

質問3 月ごとに変更。

--

スマートフォン・インターネット利用可能端末を用いた トラブルの未然防止について

近年、スマートフォンやインターネットの急速な普及により、情報収集はもとより、コミュニケーションツールとしても非常に利便性が高く、私たちの生活形態に大きな変化をもたらすようになりました。しかし、**スマートフォン・インターネット利用可能端末に関するトラブルが絶えず発生しております**。SNSでの誹謗中傷の書き込みが原因となり、命を絶ってしまうといった痛ましいニュースが報道されることもありました。このような端末を通し、中学生をターゲットにした**出会い系や架空請求、闇バイト**などのトラブルに巻き込まれる生徒もいます。また、ネットゲームでの**多額の課金トラブル**、そして**個人情報の流失や特定の個人に対しての誹謗中傷等の被害や書き込みがあとを絶ちません**。

本校でも SNS を介したトラブルが多く発生しています。ぜひ、お子さんを、**【被害者にも加害者にもさせない】**、また、そのような端末と上手に向き合い、活用できることを学び、適切な利用ができる力を身に付けることができるようにご家庭でも指導していただきますようよろしくお願い申し上げます。

保護者として子どものためにできること

子どもたちに伝えること

- ① SNS の危険性や利用上の注意点を教える。ネット利用に伴うリスクを理解させるのみならず、サイバー社会でも現実社会と同じように**【やっていいこと、悪いこと】**を考え、**【悪いことはしない】**と思う心（規範意識）を育てる。
- ② インターネット利用者としての自覚をもたせ、利用者として備えるべき**「3つの力」**を養わせることが大切です。
- ③ ITリテラシー（情報を使いこなす能力）のみを育てるのではなく、メディアリテラシー（メディアを使いこなす能力）、コミュニケーション能力、人間性、社会性を育てることが重要です。

保護者の役割と責任【ペアレンタル・コントロール】

～子どもを信じることは大切ですが、それだけでは子どもを守ることはできません～

- 犯罪やトラブルから子どもを守るためには、**保護者による見守り、管理（ペアレンタル・コントロール）の実施**が必要です。

3つの力	判断力	情報の正否、危険性の有無、行動の善悪などを見極める力
	自制力	誘惑に負けない、周りに流されない、我慢ができる力
	責任力	自分の行動について自分で責任をとれる力

◎ インターネットの《使い方》を教えるのではなく、《**使い道**》を親子で考えてください。

◆ 新たな端末を子どもに与える際には、その機器のインターネット機能の有無などを確認し、利用さ

せるかどうかを十分に吟味する。

- ◆インターネット利用に関わる危険性、子どものインターネット上の遊び場の危険個所を**親子で確認**する。
- ◆危険性について「**注意する**」、**約束（ルール）をつくり**、**子どもの成長具合を見ながら機能制限**をする。
- ◆【約束が守られているか】や、【使い方に困っていないか】など、**子どものインターネット利用状況**について「**見守る**」。
- ◆「見守る」中で問題が見つかった場合には「**指導する**」。

各家庭で、「**注意する**」「**見守る**」「**指導する**」ことの徹底をお願いします

実際に中学校で発生したトラブルの例（本校で起こった事案以外のもも含みます）

- ①学級閉鎖中にオンライン授業を受講した生徒が、オンライン上に映っていた生徒の写真をスマートフォンで撮影し、LINEグループ内に画像をアップした。
- ②実在する生徒名でアカウントを作成し、特定の人物を非難する書き込みを行った。（なりすまし）
- ③複数で問題行動を起こした際に、LINEを通して特定人物に対して口止めをしたり、口裏合わせをするよう指示をしたりし、事実の**隠蔽**を図った。
- ④卒業アルバムの個人写真を撮影し、加工したものを友人に送った。画像はほかの友人に転送され、拡散の範囲が明確に特定できない状態になった。
- ⑤異性や同性にプライベートパーツの写真を送った。

※生徒の性に関する写真や画像、動画に関しては、学校では「個人のプライバシー保護」の関係上、学校で確認して指導することはできません。警察にご相談ください。SNSトラブルへの対応に学校・職員が疲弊し、本来の業務・機能に支障をきたしているのが現実です。

SNS端末におけるトラブルに関して、学校が支援・協力できること

- (1) 道徳や総合的な学習の時間、各教科領域において、SNS利用におけるマナーやモラル、また、その危険性について啓発教育をしていきます。
- (2) 学校生活において、日頃から子どもたちが安全・安心で楽しいと感じられる人間関係づくりをよりよく支援していきます。
- (3) 学校職員のみでなく、外部機関講師からの講演会等を実施し、SNSに対するマナーやモラル、またそのトラブル等の危険性について、理解を深める場を設定します。

これらのSNS端末によるトラブルやお困りのことがありましたら、警察署にご相談ください。

【相談窓口】

常総警察署 TEL：0297-22-0110

20歳未満の少年の非行・犯罪被害に関する相談 少年サポートセンター TEL：029-231-0900

